

平成15年5月13日

各位

会社名 株式会社クラレ
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第1部 他
問合せ先 IR・広報部長 前田 公平
TEL 03-3277-3100

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は平成15年5月13日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月26日開催予定の当社定時株主総会に下記の通り、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を付議することについて決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社および当社の子会社の従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式350万株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 新株予約権の総数

7,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込む金額

新株予約権の発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除き、また1円未満の端数は切り上げる。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または発行日の終値(終値のない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値)のどちらか高い方の金額とする。

なお、新株予約権の発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成17年6月27日から平成25年6月26日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要する。

新株予約権の質入その他の担保提供は認めない。

その他の条件は、第122回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結される「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書の承認、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を喪失し新株予約権を行使できなかった場合または新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使をする前に死亡した場合は、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以上